

【資料 3】

第 3 回懇話会資料

袋井市下水道使用料改定の 基本方針と使用料体系について

令和 6 年 9 月 27 日

袋井市 環境水道部 下水道課

目 次

- 1 第2回懇話会の振り返り・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 2 本日の懇話会における協議内容・・・・・・・・ P 4
- 3 令和元年度懇話会における基本料金の考え方について・・ P 5
- 4 基本料金における固定的経費の割合の提案について・・・ P 7
- 5 使用料体系の基本方針について・・・・・・・・ P 9
- 6 使用料体系の検討について・・・・・・・・ P 11

1 第2回懇話会の振り返り

(1) 第2回懇話会（7月19日開催）の審議内容の概要

1 第1回懇話会の振り返り

2 第1回懇話会での質問に対する回答について

- 「下水道事業の経営状況について、周辺市や全国的な状況が分かる資料」として、使用料単価、経費回収率、令和5年度の汚水処理費の状況と使用料の関係を説明

3 懇話会における協議内容について

4 令和元年度懇話会における予測と実態について

- 令和元年度懇話会における審議内容の確認

5 次期改定（令和8年4月）における各種見通しについて

- 人口・水量、建設改良費、維持管理費等の予測、財政収支見通しについて説明

6 使用料単価の提案について

- 令和元年度懇話会提言を重視し、使用料単価150円/m³について提案
<決定> 使用料単価150円/m³について承認

7 使用料体系の基本方針について

- 第3回で検討する基本水量、累進度、水量区分等の項目について説明

2 本日の懇話会における協議内容

本日の協議内容

(1) 固定的経費に対する基本料金の割合について

(資料P5～P6)

- 令和元年度懇話会の提言を重視し、基本料金の割合について協議をお願いします。

(2) 使用料体系の基本方針について

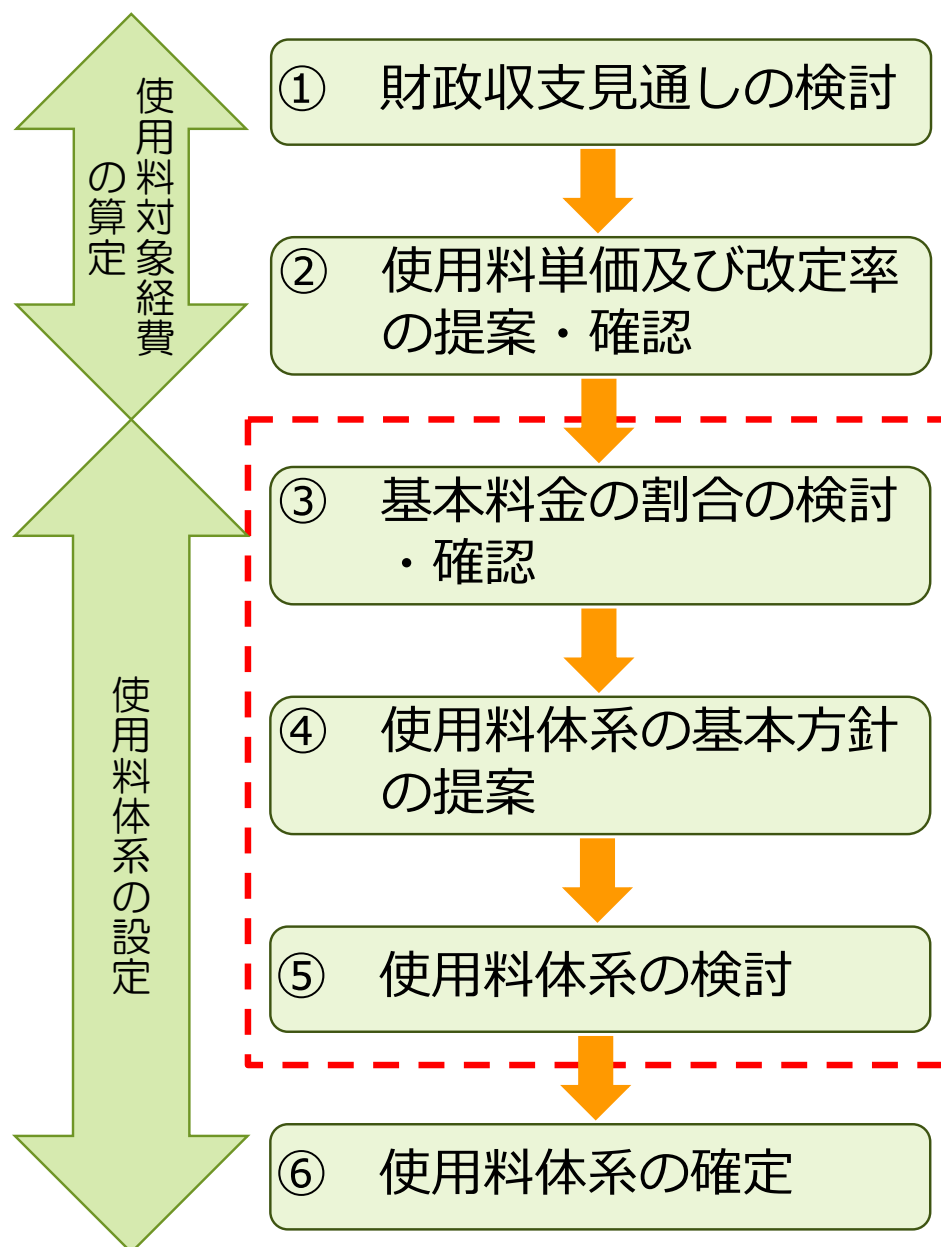
(資料P9～P11)

- 決定した使用料単価の水準（150円/m³）、固定的経費に対する基本料金の割合から、下水道使用料体系の改定案を検討するための基本方針について確認をお願いします。

(3) 使用料体系の検討について

(資料P12～P13)

- 審議結果を踏まえ、下水道使用料の改定案について検討をお願いします。



3 令和元年度懇話会における基本料金の考え方について

(1) 令和4年4月改定における基本料金について

- 基本料金は、**固定的経費に対する割合の目標を50%とし**、急激な負担増を避けるため、旧体系の30%から10%向上させた中間値の40%としました。

【令和元年度懇話会における使用料改定の考え方】

(令和元年度懇話会資料より)

	基本料金の割合	従量料金	改定年度	備 考
平成30年度	30%	使用料単価 104.1円	H28.4.1	令和元年10月1日 消費税改定
市提示 (令和元年度)	50%	使用料単価 150円	R3.4.1	国が示す使用料単価 150円
懇話会提言 (令和元年度)	40%	使用料単価 125円	R3.4.1	コロナ感染症による市民生活への配慮により料金改定を令和4年4月1日に延期

令和元年度
懇話会で設
定した目標

【令和5年決算における状況】

	基本料金の割合	従量料金	改定年度	備 考
令和5年度 (現状)	47.0%	使用料単価 124.3円	R4.4.1	令和5年度 決算値

下水道料金算定の考え方（日本下水道協会2016年版）では、

「使用料対象経費のうち、**基本使用料**として賦課するものは、基本的に**需要家費及び固定費とするのが**適当であるが、施設型事業である下水道事業の特性により、使用料対象経費に占める固定費の割合が極めて大きいことから、**固定費についてはその一部を基本使用料として賦課し、他は従量使用料として賦課するのが妥当**である。」と示されています。

参考 令和元年度 懇話会資料より

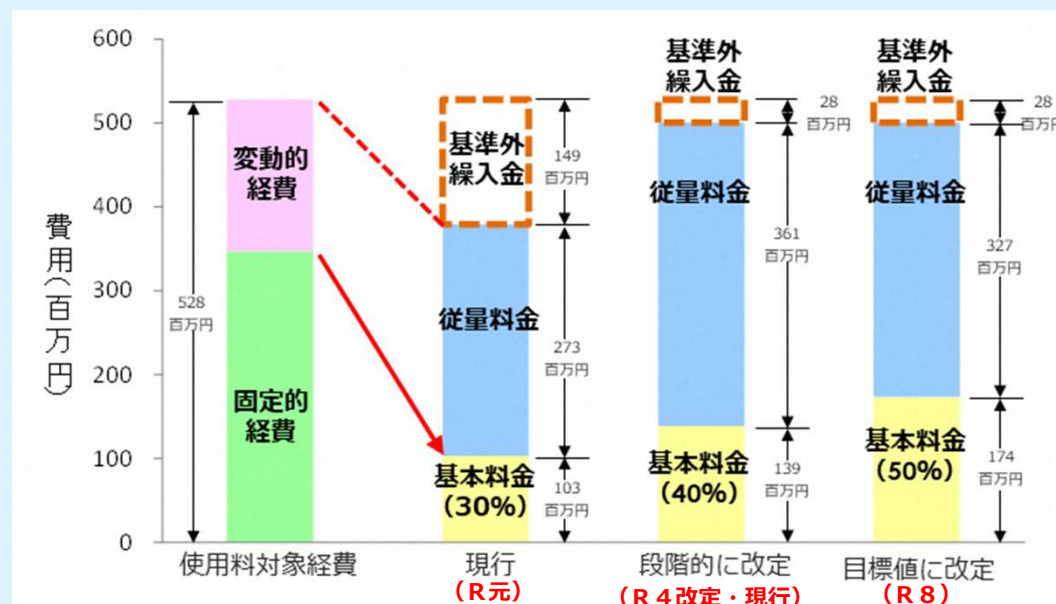
固定的経費に対する基本料金の割合

現 状 約30%（令和元年度懇話会現在）

目標値 約50% に設定 2,200円（税込 2か月）

結 論 40%（令和元年度懇話会の結論。現状との中間値）

使用料対象経費		内 容
変動的経費 （処理水量によって変動する）	変動費 ※1	動力費、薬品費、処理水量により発生する修繕・補修費など
固定的経費 （処理水量による変動はない）	固定費 ※2	職員給与、減価償却費、企業債利子、固定的に発生する施設の修繕・補修費など
	需要家費 ※3	業務費など



※1：変動費とは、下水道処理水量及び使用者数により変動する経費のこと。

※2：固定費とは、下水道処理水量及び使用者数に係わりなく、固定的に必要とされる費用のこと。

※3：需要家費とは、下水道使用者数に対応して増減する経費のこと。（下水道処理水量の影響による増減はない。）

4 基本料金における固定的経費の割合の提案について

(1) 使用料対象経費に対する固定費と変動費の算定結果

使用料対象経費は、固定的経費と変動的経費に区分されます。

使用料対象経費に対する固定的経費の割合について、令和8年度から令和12年度までの支出予測を基に検証を行いました。

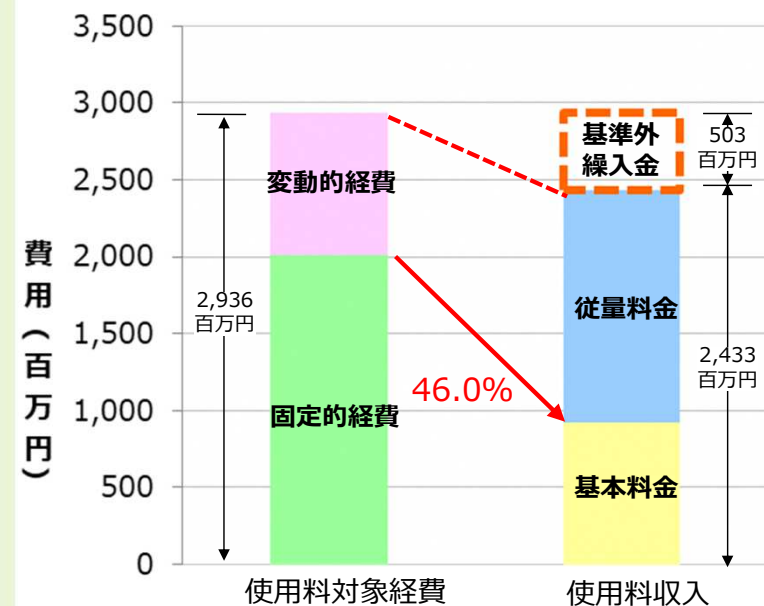
その結果、**現行の体系**では、使用料対象経費の**固定的経費に対する**基本料金の割合は**46.0%**となる見通しです。

<検証結果> 現行使用料体系での基本料金の固定費の占める割合

※ 令和8年度～令和12年度のデータから使用料対象経費を固定的経費と変動的経費に分解し検証

使用料対象経費		金額（百万円）		内 容
変動的経費 (処理水量によって変動する)	変動費	930		動力費、薬品費、処理水量により発生する修繕・補修費など
固定的経費 (処理水量による変動はない)	固定費	2,006		職員給与、減価償却費、企業債利子、固定的に発生する施設の修繕・補修費など
	需要家費			業務費など
			[合計]	
		2,936		

料金区分	金額（百万円）	
基準外繰入金で補填	503	
従量料金	1,510	[合計]
基本料金	923	2,433



(2) 今回改定における基本料金の設定（案）について

前回（令和元年度）懇話会の提案を重視し、固定的経費に対する基本料金の占める割合を段階的に引き上げるため、前回（令和元年度）懇話会の目標である50%として提案します。

固定的経費に対する基本料金の割合

→ **現 行 46.0%**
目標値 50.0% に設定

項目	固定的経費 [R8R12の5年間合計] (百万円)	改定 年度	基本使用料収入 [R8R12の5年間合計] (百万円)	固定的経費に対する基 本料金の割合	基本料金 (2か月あたり 税込)
目標値 50%	2,006	R8	1,003	50.0%	算定値 2,200円

●基本料金算定の考え方

固定的経費 [R8R12の5年間合計] (百万円)	固定的経費 の充当率	基本使用料への充当額 [R8R12の5年間合計] (百万円)	件数 [R8R12の5年間合計]	基本料金算定額 1か月あたり 税抜き	基本料金算定額 (端数調整御) 1か月あたり 税抜き
2,006	50%	1,003	1,049,022件	956円	1,000円

前回（令和元年度）懇話会では、**使用料対象経費のうち固定的経費は、基本使用料で賄うべきもの**であり、現状は利用者の負担を考慮して低い割合とされているものを、**段階的にその割合を上昇させるべきである**との提案がありました。

下水道事業の運営では、処理する水量に関わらず必ず費用が発生する、施設の維持管理等の経費（固定的経費）を、全ての利用者に負担していただく必要があります。このため、「基本使用料」が設定されています。

固定的経費に対して基本使用料の占める割合が高いほど、処理水量の増減による影響を受けにくくなり、収入の安定化が図られます。

5 使用料体系の基本方針について

(1) 県内の下水道事業の状況

水量区分、基本水量、累進度等の事項について、静岡県内の状況を以下のとおりに整理しました。

① 近隣市町の状況 (R6.8.1現在)

市町村	改定年	使用料体系	従量水量区分数	基本水量 (m³)	基本料金 (円)	累進度	最低区分における従量料金単価(円/m³)	最高区分における従量料金単価(円/m³)	使用料単価 (R4 税抜)
掛川市	H26	累進	3	16m³	1,980	1.3	154.0	198.0	145.0
浜松市	H29	累進	11	-	2,442	5.3	44.0	233.2	131.9
湖西市	R1	累進	5	16m³	2,168	1.4	149.0	203.2	144.1
磐田市	R5	累進	6	16m³	2,497	6.6	26.4	173.8	117.6
森町	H20	累進	5	20m³	2,200	1.4	110.0	154.0	121.2
袋井市	R4	累進	3	16m³	1,760	1.3	129.8	174.9	121.0

※ 使用料単価は、第2回懇話会資料P5より (参考) **袋井市 令和5年度使用料単価 124.3円/m³**

② 静岡県市町の状況

市町村	使用料体系	従量水量区分数	基本料金 (税込 2ヵ月)	累進度
29市町	累進制 : 26 単一制 : 3	平均 : 4.3	平均 : 2,234円	平均 : 2.6 〔内訳〕基本水量有 平均1.7 基本水量無 平均6.5

※ 使用料体系における単一制市町 : 伊豆市、伊豆の国市、函南町。伊東市、御前崎市は累進制へ移行

(3)使用料改定の基本方針（案）の整理・確認について

基本水量、基本料金、累進度等、下水道使用料の料金体系を検討するため、各事項の状況等を整理しました。

項目	説明	現在の 袋井市の状況	方針（案）	備考
基本水量	基本料金に賦課される排水量	16m ³ (2か月) 8m ³ (1か月)	水道事業の方針 と同一	前回懇話会の意見書では、現在の 使用料体系に基づく提案である。 (基本水量あり)
基本料金	使用の有無に関わらず支払う料金 ※基本料金を高くすると料金収入が安定するが、 少量利用者の負担感が大きくなる。	1,760円(2か月) 880円(1か月)	固定的経費に対する 基本料金の占める 割合を50%	
従量料金	基本水量を超えて使用した水量に 応じて支払う料金 ※使用水量に対して料金変動するため、 公平性が保たれる。	17～50m ³ 118円/m ³ 51～100m ³ 145円/m ³ 101m ³ 以上 159円/m ³	基本料金とのバ ランスを勘案し検討	使用料単価が150円となることを 考慮する。
使用料体系	累進制又は単一制 ※少額利用者と大口利用者の負担バ ランスを考慮しつつ、大口の利用者の 需要変動リスクを見込む。	累進制	そのまま (累進制)	下水道の使用料体系では広く採用 されており、周辺自治体の下水道 事業でも多く採用されている。
累進度	最高区分の従量料金単価 ÷最低区分の従量料金単価 ※累進度の引き上げは、大口の利用 者の負担額が増加、大口の利用者へ の依存が高まる。	1.3	そのまま (1.3)	本市の累進度は周辺自治体の下水 道事業の中では低い水準である。
水量区分数	水量区分の数 ※累進度の現状を維持する方針	3	そのまま (3)	本市の水量区分は、現状3区分で あり、周辺自治体等の中では少 ない部類である。

6 使用料体系の検討について

(1) 使用料改定案について

【基本水量がある場合】 現行と同じ使用料体系

算定条件・・・●基本水量：16m³/2か月（8m³/1か月）●使用料単価：150円/m³

現行と同じ使用料体系とし、基本水量を「16m³/2か月（8m³/1か月）」、使用料単価150円/m³とする場合の改定案となります。

固定的経費に対する基本料金の割合の違い(50%、45%、40%)により複数案を算定しています。

2か月あたり（10%税込）

改定案			項目	基本料金及び従量料金単価					使用水量別使用料（円）			
No.	固定費 充当率	使用料体系 設定条件		基本料金	従量使用料単価（円/㎡）							
					0～16㎡	17～50㎡	51～100㎡	101㎡～	16㎡	40㎡	60㎡	80㎡
現行	40%	基本水量16㎡ 従量区分3 累進度1.3	－	1,760	基本料金 に含む	129.8	159.5	174.9	1,760	4,875	7,768	10,958
A	前回懇話会目標 50%	基本水量16㎡ 従量区分3 累進度1.3	使用料	2,200	基本料金 に含む	152.9	194.7	205.7	2,200	5,869	9,345	13,239
			現行との差額	440		23.1	35.2	30.8	440	994	1,577	2,281
			改定率	25%		17.8%	22.1%	17.6%	25.0%	20.4%	20.3%	20.8%
B	45%	基本水量16㎡ 従量区分3 累進度1.3	使用料	1,980	基本料金 に含む	162.8	199.1	218.9	1,980	5,887	9,506	13,488
			現行との差額	220		33.0	39.6	44.0	220	1,012	1,738	2,530
			改定率	13%		25.0%	24.8%	25.2%	12.5%	20.8%	22.4%	23.1%
C	40%	基本水量16㎡ 従量区分3 累進度1.3	使用料	1,760	基本料金 に含む	171.6	210.1	231.0	1,760	5,878	9,695	13,897
			現行との差額	0		41.8	50.6	56.1	0	1,003	1,927	2,939
			改定率	0%		31.8%	31.7%	32.1%	0.0%	20.6%	24.8%	26.8%

＜参考＞ 前回改定時（R4年度）
使用水量40m³の場合
・改定前：4,039円
・改定後：4,875円
※836円増（20.7%増）

【基本水量を廃止する場合】

算定条件・・・●基本水量：なし ●使用料単価：150円/m³

基本水量を廃止、使用料単価を150円/m³とする場合の改定案となります。

固定的経費に対する基本料金の割合の違い(50%、45%、40%)により複数案を算定しています。

※ 基本料金は【基本水量がある場合】と同額ですが、0～16m³（2か月）の基本水量を廃止することから、従量料金の水量区分は、0～50m³、51～100m³、101m³～の3区分となり、少量利用者の負担増が相対的に大きくなります。

2か月あたり（10%税込）

改定案			項目	基本料金及び従量料金単価					使用水量別使用料（円）			
No.	固定費 充当率	使用料体系 設定条件		基本料金	従量使用料単価（円/㎡）							
					0～16㎡	17～50㎡	51～100㎡	101㎡～	16㎡	40㎡	60㎡	80㎡
現行	40%	基本水量あり 従量区分3 累進度1.3	－	1,760	基本料金 に含む	129.8	159.5	174.9	1,760	4,875	7,768	10,958
A	前回懇話会目標 50%	基本水量なし	使用料	2,200	100.1		122.1	134.2	3,801	6,204	8,426	10,868
		従量区分3	現行との差額	440	100.1	-29.7	-37.4	-40.7	2,041	1,329	658	-90
		累進度1.3	改定率	25%	皆増	-22.9%	-23.4%	-23.3%	116.0%	27.3%	8.5%	0.8%
B	45%	基本水量なし	使用料	1,980	105.6		128.7	141.9	3,669	6,204	8,547	11,121
		従量区分3	現行との差額	220	105.6	-24.2	-30.8	-33.0	1,909	1,329	779	163
		累進度1.3	改定率	13%	皆増	-18.6%	-19.3%	-18.9%	108.5%	27.3%	10.0%	1.5%
C	40%	基本水量なし	使用料	1,760	111.1		136.4	148.5	3,537	6,204	8,679	11,407
		従量区分3	現行との差額	0	111.1	-18.7	-23.1	-26.4	1,777	1,329	911	449
		累進度1.3	改定率	0%	皆増	-14.4%	-14.5%	-15.1%	101.0%	27.3%	11.7%	4.1%